

介護サービスをご利用の皆さんへ

介護サービスの利用者負担

令和7年度介護保険負担割合証（適用期間8月1日～令和8年7月31日）は、要介護認定を受けている方および総合事業対象者へ7月に送付予定です。なお、新規で要介護認定を申請した方には、要介護認定・要支援認定等結果通知書と一緒に負担割合証を送付します。

問 介護保険課介護認定係
☎(3546)5385

施設サービスなどを利用する際の食費や居住費（滞在費）の負担を軽減する制度（負担限度額認定）

特別養護老人ホームやショートステイなどの利用で発生する食費と居住費（滞在費）について、低所得の方の施設利用が困難にならないように、所得の段階に応じた負担限度額を自己負担として支払い、残りの差額を介護保険から施設に補足給付する制度です。

この制度の認定証の有効期限は7月31日までです。認定証をお持ちの方には、更新のご案内と申請書類を送付しますので、更新手続きを行ってください。

また、現在認定証をお持ちでない方で、施設を利用中または利用を予定している方の新規申請を随時受け付けています。

詳しくは区HPへ
(介護保険負担限度額認定)

介護保険を利用する際の負担を軽減する区の独自サービス

生計困難者に対する介護保険サービス利用者負担軽減制度

生計困難な方が、軽減制度を取り扱っている事業者で対象のサービスを利用した場合に、介護サービス費や居住費、食費の利用者負担額の4分の1を軽減します。制度の利用には申請が必要です。

詳しくは区HPへ
(生計困難者に対する介護保険サービス利用者負担軽減制度)

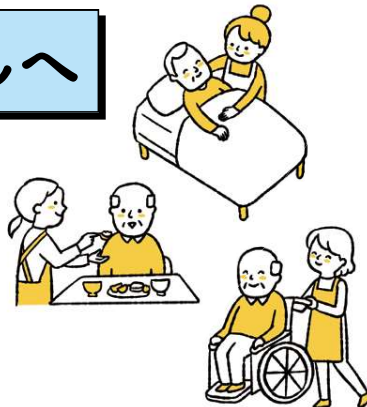
介護保険給付の量を補う区の独自サービス

寝たきり高齢者在宅支援入浴サービス
家族などの介助だけでは入浴ができない要介護5の方で、感染症などの理由から施設での入浴が困難な場合に、浴槽を提供して入浴介護するサービスです。介護保険のサービスを限度額まで利用しても週1回の訪問入浴介護サービスが受けられない場合に利用できます。

この制度の認定期限は7月31日までです。現在認定を受けていて要件に該当する方には、更新のご案内を送付しますので、更新手続きを行ってください。

高齢者住宅設備改善給付

要介護・要支援と認定された方、非該当（自立）と認定された方のうち、身体機能の低下による手すりの取り付け、浴槽、流し台、洗面台などの改修が必要になった方に、住宅設備改善給付を行います。利用に当たり、事前に高齢者住宅設備改善



アドバイザーがご自宅に訪問し、ご本人の心身の状況、家屋の構造、介護サービスの利用状況などを把握した上で、改修などの助言や提案を行います。

◎寝たきり高齢者在宅支援入浴サービス、高齢者住宅設備改善給付の申請に当たっては担当ケアマネジャーまたはおとしより相談センターにご相談の上、申請してください。

介護事業者情報検索サイトのご案内

お住まいの地域やご希望に即した介護事業者の情報を検索できるサイト「けあプロ・navi」を運用しています。介護事業所をお探しの際は、ぜひご利用ください。

けあプロ・navi

問 介護保険課事業者支援給付係
☎(3546)5377

令和7年度

介護保険料が 決定しました

介護保険料納入通知書兼介護保険料特別徴収開始通知書を6月中旬に発送します。

詳しくは、同封する介護保険料決定のお知らせをご覧ください。なお、通知書は再発行ができません。

また、保険料を滞納すると、延滞金が加算されたり、介護サービスを利用する際の自己負担が増えたりする場合があります。

令和7年1月2日以降に転入された方や、住所地特例施設に入所されている方

6月以降に所得状況を前住所地などに照会します。これに伴い、保険料が変更になる場合があります。

保険料の減免

災害など特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難なときは、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

問 保険料の算定について
介護保険課介護認定係
☎(3546)5641
・延滞金について
保険年金課収納係
☎(3546)5365

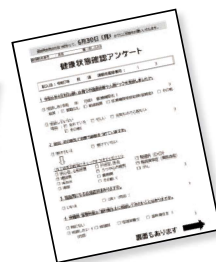


こちらの封筒を
発送します▶

かなまち健康プロジェクト

「健康状態把握事業」が

始まります ～「健康状態確認アンケート」 ご協力のお願い～



◀アンケート
(イメージ)

後期高齢者のうち、区の健康診査を受けず、医療や介護のサービスにつながらない方を適切に把握し、個別の健康支援を行う「健康状態把握事業」を実施します。

6月中旬、対象者に「健康状態確認アンケート」を送付します。アンケートがお手元に届いた方は、ご自身の健康状態についてご回答をお願いします。アンケートの回答結果をもとに、健康支援を行います。

対象 77歳～99歳(令和7年度末時点)の方で
次の全ての条件に当てはまる方
令和5年度・6年度において
・区の健康診査を受けていない
・保険診療による受診歴がない
・要介護認定を受けていない

健康支援の内容

必要に応じて、区の保健師・管理栄養士・歯科衛生士から電話などによるアドバイスや、フレイル予防に関するご案内をお送りします。アンケートの返信がない方については、区職員による電話や自宅訪問を実施し、健康状態を確認する場合があります。

問 介護保険課高齢者健康支援係
☎(6264)7085

詳しくは区HPへ